

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

市立学校における学校給食費の無償化に伴い、援助内容が一部変更となるため。

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(援助内容)</p> <p>第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 学校給食費<u>（立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校に在籍する児童又は生徒に係るものを除く。）</u></p> <p>(7)～(10) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2～7 ……略……</p>	<p>(援助内容)</p> <p>第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 学校給食費</p> <p>(7)～(10) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2～7 ……略……</p> <p><u>8 前各項の規定にかかわらず、受給者（立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に限る。）は、就学援助費のうち学校給食費に係る部分（以下「就学援助学校給食費」という。）については、請求及び受領に関する一切の権限を委員会に委任するものとする。</u></p> <p><u>9 前項の規定により委任を受けた委員会は、就学援助学校給食費を受給者の学校給食費に充当するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立 学校

校長 印

就学援助費受給児童・生徒に係る変動通知書

このことについて、次のとおり報告します。

認定取消・変更	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	取消・変更年月日		取消・変更の事由	
						年	月	日	辞退・氏変更 転出（ ）
						年	月	日	辞退・氏変更 転出（ ）
						年	月	日	辞退・氏変更 転出（ ）
異動	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	異動年月日		異動事項	
						年	月	日	要→準・準→要
						年	月	日	要→準・準→要
						年	月	日	要→準・準→要
※市内転校による異動状況	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	異動年月日		転学先学校名	
						年	月	日	立川市立 学校
						年	月	日	立川市立 学校
						年	月	日	立川市立 学校
	支弁状況	児童・生徒氏名		認定 (年月日、準・要)	新入学用品 学用品費等	校外活動費 (遠足等)	修学旅行費		その他 ()

(注) ※欄は2部作成し教育委員会と転出先校へ送付する。

教育委員会使用欄

電算処理日	記録簿処理	学校別記録簿処理